



エア・リキード従業員向け増資 日本向け補足書類

2023年エア・リキード・グループ従業員株式募集(「myAL myShare 2023」)を通じたエア・リキードS.A.株式への投資をご案内いたします。myAL myShare 2023は、フランスの法令の適用対象となる国際的な従業員株式制度であることにご留意ください。以下には、各地域における募集に関する情報及び貴国における本募集に関する主な税務上の影響の概略が記載されています。myAL myShare 2023への投資を決定する前に、パンフレットと併せてこの文書をよくお読みください。

各地域における募集に関する情報

従業員向け株式増資

エア・リキードS.A.の従業員向け増資に従い、参加するエア・リキード・グループ会社の適格な従業員全員が対象となるエア・リキードS.A.株式の募集が行われる予定です。

全世界の申込株式総数は、株式申込書に記載されています。要請された株式数が全世界の提案株式総数を超える場合には、要請された株式数が減らされる場合があります。この場合、各参加者に通知いたします。

適格性

以下の全てに該当する場合、あなたは本募集に参加することができます。

- 申込期間(2023年11月6日から2023年11月16日午前(パリ時間)の間)の終了時に、エア・リキードS.A.又はエア・リキードS.A.の直接的又は間接的な子会社にあなたが雇用されている場合。
- あなたの雇用主がエア・リキード・インターナショナル・グループ株式購入プランを遵守している場合。
- あなたが3ヶ月間の最低雇用条件を満たしている場合。この勤続年数は、2022年1月1日から2023年11月16日までの間に、有期契約、又は必ずしも連続しているとは限らない複数の契約に基づいて累算することができます。

申込期間

申込期間は、2023年11月6日に開始し、2023年11月16日に終了する予定です(当日を含みます。)。本募集に参加するためには、遅くとも2023年11月16日午前(パリ時間)までに申し込む必要があります。

申込価格

エア・リキードS.A.株式は、割引価格で売り出されます。各株式の申込価格は、ユーロネクスト・パリ(パリ証券取引所)におけるエア・リキードS.A.株式の申込価格設定日前の20取引日にわたる始値の平均(これを「基準価格」といいます。)に基づいています。申込価格は、基準価格から20%の割引を差し引いたものとなります。申込価格は、2023年10月30日に設定される予定です。

申込価格は、欧州連合のユーロ圏の通貨であるユーロで表示されます。日本では、円でのお支払いとなります。ユーロ/円の為替レートは、申込期間前にエア・リキードS.A.が設定します。

重要な注意事項:投資期間中、申し込みをしたエア・リキードS.A.株式の価値は、ユーロと円との間の通貨交換レートの変動の影響を受けます。その結果、ユーロの価値が円に対して高くなれば、円で表示された株式の価値は高くなり、逆にユーロの価値が円に対して低くなれば、円で表示された株式の価値は低くなります。

投資額の上限

myAL myShare 2023においてあなたが投資できる投資額の上限は、2023年のあなたの年間総報酬の推定額の25%を超えないものとします。また、あなたが12ヶ月間にわたる毎月の給与控除により投資額を支払うことを選択した場合、各月の給与控除は手取り月給の10%を超えることはできません。

支払方法

お支払いは円建てとなります。

以下の2つの方法のうちいずれかの方法で投資額をお支払いいただきます。

- 12ヶ月間にわたる毎月の給与控除(給与控除による各分割払いは、手取り月給の10%を超えることはできません。)又は
- 以下の銀行口座への振込による全額前払い
三菱UFJ銀行 八重洲通 普通 2079934
口座名義:エアーリード(ド

労働法に関する免責事項

本募集は、現地の雇用主ではなく、フランス企業であるエア・リキードS.A.によって提供されることにご留意ください。本募集は、雇用契約の一部を構成するものではなく、また、当該契約を変更し、又は補うものでもございません。さらに、あなたの参加により将来の利益又は類似の性質若しくは価値を持った支払いが与えられるものではなく、また、将来、同様の募集に参加する権利を付与するものでもございません。本募集に基づき受領し、又は受領する資格のある利益は、支払われるべき将来の利益、支払いその他の権利(もしあれば)を決定するに際し考慮されるものでもございません(雇用の終了の場合も含みます。)

株式の保管

申し込まれた株式は、エア・リキードS.A.の自社株主サービス部門に登録された形で、従業員によって直接保有されます。

凍結期間及び早期終了事由

本募集で付与された利益の対価として、申し込まれた株式は、5年間の凍結期間(2028年12月7日まで)が設けられていますが、フランスの法律で現在規定されている早期終了の例外措置が適用されます。その例外措置は、以下のとおりとなる予定です。

- 従業員の結婚。
- 子供が生まれた場合、又は養子縁組を視野に入れた子供が家にやってきた場合。ただし、従業員の世帯が既に少なくとも2人の子供に対して経済的に責任を負っている場合に限りです。
- 少なくとも1人の子供の単独又は共同の通常の居住地が当該従業員の居住地であることを明記した裁判所の判決がある、離婚又は別居があった場合。
- 従業員、その配偶者又は子供が、フランスの法律で定義された障害を持つ場合。
- 従業員又はその配偶者が死亡した場合。
- 雇用契約が終了した場合。
- 従業員、その子供又は配偶者が、フランスの法律で定められた特定の事業を行うために貯蓄額を充当する場合。
- 従業員が貯蓄した金額を自分の主たる住居の取得又は拡大に充てる場合。
- 従業員の配偶者、パートナー、元配偶者、又は元パートナーによる従業員に対する家庭内暴力。

これらの早期終了事由は、フランスの法律で定義されており、フランスの法律に沿った方法で解釈・適用されなければなりません。あなたの具体的な状況を雇用主に説明し、必要な証拠書類を提出した上で早期終了事由があなたの状況に適用されることを雇用主が確認しない限り、あなたは早期終了事由を適用できると結論づけるべきではありません。

従業員は、配偶者の死亡、障害、家庭内暴力又は雇用契約の終了の場合を除き(この場合、申請はいつでも可能です。)、早期終了事由が発生してから6ヶ月以内に早期売却の要請を提示しなければなりません。詳細については、あなたの人事担当者にお問い合わせください。

配当

エア・リキードS.A.株式に関して支払われる全ての配当は、適用されるフランスの源泉徴収税の純額を差し引いて、従業員に直接支払われます。国によって異なりますが、ユーロで直接従業員の銀行口座に振り込まれるか、又は、雇用者の給与を經由して現地通貨で振り込まれるかのいずれかの方法で支払われます。従業員は支払方法を選択することはできず、当該国の全ての従業員に対して同じ扱いとなります。丸2年以上保有した株式は、配当額を10%増額することができます(「ロイヤルティボーナス」と呼ばれますが、法的には配当の支払いとなります。)

議決権

かかる株式に係る議決権は、従業員が直接行使することができます。

株式の売却

従業員が早期終了の対象となる場合、従業員は、現地子会社に自身の株式の売却を希望する旨を通知する責任があります。従業員は、早期終了事由の発生を適切に正当化することが求められます。

上記を前提として、5年間の凍結期間が終了した時点で、従業員はいつでも、株式の保有を決定することも、投資の売却を決定することもできます。

日本に居住する従業員向けの税に関する情報

この概要は、日本の税法上、現在日本に居住しており、かつ自らの投資を処分するまでは日本に居住する従業員に適用されることが見込まれる、本募集の申込時に有効な一般原則について説明しています。以下に記載されている税務上の影響は、本募集の時点で適用されている日本の税法並びにフランスの一定の税法及び実務に基づいて説明されています。これらの原則及び法律は、時間の経過とともに変更される可能性があります。

エア・リキードS.A.及びあなたの雇用主は、本募集に関連して個人的なアドバイス又は税務上のアドバイスをあなたに提供しておらず、また提供する予定もないことをご留意ください。確実な助言を受けるためには、エア・リキードS.A.株式の申込に関する税効果についてあなた自身の税務顧問と相談しなくてはなりません。この概要は、情報提供のみを目的としており、完全又は確定的なものとして依拠すべきものではありません。

エア・リキードS.A.株式の申込時に、税金及び/又は社会保険料を支払う必要がありますか？

割引には税金及び/又は社会保険料を支払う必要がありますか？

日本の所得税法上、株式の価格の割引金額は、エア・リキードS.A.株式の申込時に課税がなされます。株式の価格の割引金額は、一般的には、給与所得として課税されるのが近時の実務です。

株式の割引金額は、(i)エア・リキードS.A.株式の発行日の市場価格(当日のユーロの円に対する対顧客直物電信売相場場の仲値(TTM)で円に換算した額)と(ii)あなたが当該株式を取得するために円貨で支払った価格との間の正の差分と見なされます。なお、かかる株式の割引金額は、日本の課税上算出される金額であるため、その結果、実際の募集における割引金額よりも多く又は少なくなる可能性があります。課税される株式の割引金額は、あなたの給与所得と合計され(通常の給与所得控除は利用できます。)、かかる金額は当該暦年における他の所得と合計されます。合計された総額は、エア・リキードS.A.株式の申込みをした年の翌年3月15日までに確定申告書を提出することを通して、最大55.945%(復興特別所得税及び地方税10.945%を含みます。)の通常の累進税率により課税されます。

課税される株式の割引金額については、日本の源泉分離課税には服さず、確定申告を行うこととなります。あなたには、エア・リキードS.A.株式の申込みをした年の翌年3月15日までに確定申告を行う義務があります。申込価格の割引金額を合計したあなたの給与所得合計が2,000万円以下であっても、会社は年末調整で税務処理を完了させることができず、したがって株式の割引金額について確定申告が必要となります。なお、会社は、エア・リキードS.A.があなたに供与した経済的利益(すなわち、株式の割引金額)に関する調書を所轄税務署に提出する義務を負っています。この割引はあなたの日本の雇用主ではなく、その親会社であるエア・リキードS.A.が提供しているため、課税対象となる株式の割引金額は社会保険料の対象とはなりません。

無利息の分割払いは税金及び/又は社会保険料を支払う必要がありますか？

あなたの日本の雇用主からエア・リキードS.A.に申込金額が支払われ、その後あなたの月給から差し引かれている場合、かかる事前支払は、ローンを構成します。

あなたの雇用者からあなたに提供される貸付の利率が、(i)短期貸付の平均利率に基づき計算された財務大臣が告示する割合プラス1%、又は(ii)あなたの雇用者があなたに対する貸付を実施するために資金を借りている場合には雇用者が当該資金を借りている利率を下回る場合、当該低い利率の利息から得られる利益(すなわち、あなたに課されたローンの利率と上記(i)又は(ii)の利率のうち低い方の差)は、通常、給与所得として課税されます。この所得は、他の所得と合計され、かかる合計された総額は、最大55.945%(震災復興税及び地方税10.945%を含みます。)の通常の累進税率により課税されます。

しかしながら、(i)利息が合理的である場合(例えば、かかる利率があなたの雇用者が前年に資金を借りていた際の利率の平均である場合)、及び(ii)かかる所得が年間5,000円以下である場合等の特定の場合においては、かかる所得は課税されません。

分配時に、配当に対する税金又は社会保険料を支払う必要がありますか？

はい。

●フランスにおける課税

エア・リキードS.A.があなたに支払う配当には、12.8%のフランスの源泉徴収税が課されます。ただし、配当が非協力的な国又は地域(NCST)¹で開設された銀行口座宛に支払われた場合は、75%のフランスの源泉徴収税が課されます。

ただし、1995年3月3日付(2007年1月11日に改正)の二重課税回避のための日本国とフランス共和国との間の条約の下、以下でさらに述べる一定の手続きを完了することにより、この税率は10%に引き下げることができます。従業員が、配当の支払日前に、支払代理人に居住証明書(フランス財務省様式5000)を提供した場合、源泉徴収税は10%の軽減税率で課されます。税法上の居住証明書が配当の支払日前に、支払代理人に提供されなかった場合、源泉徴収税は12.8%又は75%の通常の国内税率で課されます。従業員は、支払年の翌々年の12月31日までに、フランス財務省様式5000(居住証明書)及び5001(返金要請)をフランスの支払代理人に提出することで、条約における10%の税率を超過して支払った源泉徴収税の返金を受けることができます。

¹ NCSTのリストは毎年変更される可能性があります。現在、NCSTに該当する国及び地域は、アンギラ、英領バージン諸島、パナマ、セーシェル、バヌアツです。

●日本における課税

エア・リキードS.A.株式についてあなたに分配される配当は、日本の所得税法及び地方税法に基づき配当所得として課税されます。原則として、あなたはこれらの配当について確定申告をしなければならず、これらの配当を含むあなたの全世界所得が最大55.945%(復興特別所得税0.945%及び地方税10%を含みます。)の通常の累進税率により所得税法及び地方税法に基づき課税されます。あなたは、配当を受けた年の翌年3月15日までに、確定申告を行い対応する税金を支払わなければなりません。

ただし、エア・リキードS.A.株式が配当の分配時に上場している場合、その他の一定の要件(日本の居住者又は日本の税務上日本に恒久的施設を有する非居住者であることなど)を満たすことを条件に、あなたに支払われたエア・リキードS.A.株式からの配当は、あなたが確定申告で選択した場合、他の所得とは別に、原則として20.315%の税率(地方税及び復興特別所得税を含みます。)で課税されます。

(i)あなたの給与所得が2,000万円以下であり、かつ、(ii)あなたの給与所得以外の所得の金額の合計額が20万円以下である場合には、原則としてあなたは確定申告をする必要はありません²。この場合、エア・リキードS.A.による配当で日本国外の支払者から受け取ったものは日本の所得税の課税対象とはなりません。

配当に関して日本の所得税を支払うかどうかにかかわらず、あなたの所得(エア・リキードS.A.株式の配当を含みます³)は、日本の地方税法に基づき、10%の税率(固定税率)で地方住民税が課されます。

毎年確定申告を適切に行えば、フランスで源泉徴収された税額が、一定の上限の下当該年度の所得税から控除されます。

配当は、社会保険料の対象にはなりません。

凍結期間終了時(又は承認された早期終了事由の場合)において、エア・リキードS.A.株式を売却しない場合、税金及び/又は社会保険料を支払う必要がありますか？

エア・リキードS.A.株式を売却しない限り、5年間の凍結期間終了時に税金は課されません。

エア・リキードS.A.株式の売却時に、税金及び/又は社会保険料を支払う必要がありますか？

エア・リキードS.A.株式を売却した場合の株式売却による譲渡益は、譲渡益以外の所得とは分離されて課税対象となります。課税対象となる譲渡益の金額は、原則として、かかるエア・リキードS.A.株式の売却手取金からみなし取得原価を控除した残額となります。譲渡益には、20.315%(地方税を含みます。)の税率が適用されます。

本募集に基づき取得したエア・リキードS.A.株式以外のエア・リキードS.A.株式を保有していない場合は、税務上、あなたが保有する各エア・リキードS.A.株式のみなし取得原価は、原則として、全エア・リキードS.A.株式の発行日時点におけるエア・リキードS.A.株式の市場価格の総額を、エア・リキードS.A.株式の合計数で除して計算するものとします。

原則として、エア・リキードS.A.株式の売却によりあなたに生じた譲渡損失は、その年に生じた株式の譲渡益等からのみ控除することができます。ただし、エア・リキードS.A.株式が譲渡時に上場されており、その他の一定の要件(売却者が日本の居住者又は日本の税務上日本に恒久的施設を有する非居住者であること、当該株式の売却注文が日本で登録された金融商品取引業者に売委託されていることなど)も満たしている場合、エア・リキードS.A.株式の譲渡により生じた譲渡損失は、その譲渡損失が生じた年分の所得税の確定申告に基づいて、他の上場株式等及び一定の公社債の譲渡益から控除するためにその後3年にわたって繰越されます⁴。

譲渡益の計算の前提となる売却価額は、日本の課税上、かかる譲渡の日の為替レートで円貨に換算されることにご留意ください。したがって、為替レートの変動は譲渡益に反映されることになります。

売却益は、社会保険料の対象にはなりません。

株式の申込み、保有及び売却並びに配当の受領(もしあれば)に関して、何か報告義務がありますか？

上述の通り、所得税の申告が必要となります。

²ただし、上記「エア・リキードS.A.株式の申込時に、税金及び/又は社会保険料を支払う必要がありますか？」の項目に記載のとおり、エア・リキードS.A.株式の申込みの際には、株式の割引金額は給与所得として取扱われるものの、これを合計したあなたの給与所得が2,000万円以下であっても、確定申告が必要となります。

³エア・リキードS.A.株式が配当時に上場されており、その他の一定の要件(日本の居住者又は日本の税務上日本に恒久的施設を有する非居住者であることなど)も満たしている場合、エア・リキードS.A.株式 株式についてあなたに支払われる配当は、確定申告書において選択することにより、他の所得とは分離されて5%の税率で地方税が課されます。

⁴譲渡損失が生じた年と同じ年に他の上場株式等から生じた配当所得又は一定の公社債から生じた利子所得を有する場合は、その他の一定の要件(あなたが所定の事項を記載した確定申告書に所定の書類を添付して提出することを含みます。)が満たされることを条件として、譲渡損失を当該配当所得又は利子所得と相殺することができます。